

文教産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和4年12月16日（金） 午前9時30分
2. 場 所 市議会第3委員会室
3. 出席委員 早川委員長・米弥副委員長・重廣委員・重村委員・岩藤委員・
有田委員・田村委員・西村委員・松岡委員
4. 委員外出席議員 なし
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・熊野書記
8. 協議事項
12月定例会本会議（12月12日）から付託された事件（議案9件）
9. 傍聴者 2名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前9時30分 閉会 午前11時41分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和4年12月16日

文教産業常任委員長

早 川 文 乃

記 録 調 製 者

熊 野 有志朗

早川委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、文教産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 9 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙、一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでは、はじめに、議案第 3 号「令和 4 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の本議案につきましては、補正予算書の 79 から 86 ページのとおりでございまして、補足説明はございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それでは 1 点だけ。今回 4 万 7,000 円というのが人件費に関わるどころの補正です。ほかの会計とかいろいろ見ると、燃油の高騰、電気代等の上昇によって今回補正を組まれている会計が多くございます。湯本温泉のお湯を配湯する事業というのは、最終的に温度を加熱する末端は、これはもうホテル・旅館施設になろうかと思うので負担もないかと思うんですけど、源泉をきちんと行政の責任において送り届けるところまでというのはどうしても、この会計で負担しないといけないと思うんですね。それで、当然ポンプ等あるはずですからそういった動力費の補正等が上がってきておりませんが、これは今の会計の中で、3 月末まではやりくりができるということの判断においてということよろしいですか。

高橋観光政策課長 委員おっしゃるとおり、本年度の特別会計の会計の中でやっていけるということで判断しております。また、ポンプについてはやはり経年劣化といいますか、耐用年数ございますので、そのへんについてはやはり源泉が配湯できないということになりますとホテルの経営自体に影響を及ぼしますので、そのへんは今後耐用年数等を管理しておりますので、またそういつ

た時期に来れば改修等も出てくるかと思いますので、今年については現状の会計で予算でいけるというふうに考えております。

重村委員 ありがとうございます。1点と言いましたけど、ごめんなさい。もう1つは、地元新聞にも書かれましたけど、今の状況からして足湯をある程度制限するということが記事にも書かれていましたし、何かのご答弁でも市長からだったかな、非常にあそこに加熱する費用等が負担になっているということで、使用に関してある程度規制というか抑えるような方向性だというふうに聞いていますけど、今の現状と行政の考え方というのをここできちんと聞かせておいていただきたいと思います。

高橋観光政策課長 委員ご指摘の足湯についての縮小と言いますか、そういったような記事が出たということでございますけど、それは湯本温泉のみらい評価委員会の中でお湯の量について、関連した発言だったかと思っております。足湯は2ヶ所ございまして、おとずれ足湯と県の河川公園の足湯とございまして、だいたい1日に50トンから60トン使っているということで、全体の観光客を増やしていく中で湯量を安定的に温泉旅館のほうに届けるためには、やっぱりその検討も必要だということでございまして、今すぐ縮小するというよりは今からそういったことも視野に入れながら検討していく必要があるということでございまして、湯量は限られた湯量ですので、そのへんの有効活用という観点から発言があったかと思っております。現時点では縮小していくということも視野に入れながらこれから1年くらいかけて検討していくということで考えておるところでございます。それと、足湯については一般会計で温泉旅館に泊まれた方以外にも使われるということで、一般会計で処理しておりますので特別会計のほうでは上がってくることはないかと思っております。

重村委員 勉強不足ですみません。本当は予算のことを審査するのが筋だろうと思うけど、みらい評価委員会のほうからそういう疑義というか今後に向けての提案がされて、観光課として検討していく中で、今言われたのは縮小も、そしてひょっとしたら足湯の閉鎖というのも含めての検討なのか、そのあたりというのは極端に言うところの前話にありましたけど、ゼロベースで1年くらいかけて検討していくか、言えるところまで少し。

高橋観光政策課長 現状でございまして、湯本温泉をリニューアルする際にキーポイントと言いますか、そこがそぞろ歩きということで温泉旅館の中に旅行客を囲い込むのではなくてそぞろ歩きをして街に出して経済効果をということで進められてきたかと思っております。やはりそぞろ歩きをするには足湯というのは欠かすことのできないアイテムであろうかと思っておりますので、廃止ありきでの検討ではないというふうに考えております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑も

ないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 25 号「財産の貸付料の免除について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 恩湯の鉱泉地であります深川湯本字湯端 2266 番地につきましては、恩湯施設の泉源として、30 年間の事業用定期借地権設定契約により、長門湯守株式会社に貸付しており、その賃借料については、恩湯の開業した令和 2 年 3 月から 3 年間の免除とし、事業経営が安定するまで支援してきたところです。一方で、恩湯の開業当初から、新型コロナウイルス感染症まん延等の影響により、健全経営に支障をきたしていることから、貸付料の 2 年間の延長をお願いするものです。

早川委員長 以上で補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 こちらの件に関してなんですけど林哲也議員も質問されてたんですが、月額 25 万円となっておりますけど、算出根拠を教えてくださいませんか。

山下観光政策課長補佐 こちらの土地につきましては定額ということで、知らせていただいております。この原契約は昭和 26 年の頃に契約させていただいておりまして、時を経まして、昭和 52 年から、いわゆる金額等の変更がございまして、現行の 300 万円と言う金額で当時から至っております、現在もその金額を継続しようというのが現状でございます。

高橋観光政策課長 補足をさせていただきます。定額と申しましたけれども、実際定額でございまして、その根拠になりますけれども、土地の面積が現在 35.26 平米となっておりますけれども、これはいわゆる普通財産等であれば、土地の評価額に対して 1,000 分の 6 という計算をいたしますけれども、これはあくまでも泉源ということで、泉源がその土地にいらっしゃるということで泉源の借入料ということで昭和 26 年に契約をしまして、それから土地の評価額も加味しながら、物価の上昇等も加味しながら、昭和 52 年に 300 万に上がって、それから鉱泉地、泉源を借りるお金ということで 300 万円で月額 25 万円、それが現在まで生きておるといってございまして、それは市が 99 年間の借り入れの契約をしまして 2050 年までになりますけど、そのため先ほど提案説明の中でも、部長申しましたけれども、事業用借地権というものを設定しまして、市の方から転貸をしておるといって状況になっております。

米弥委員 あとこの件に関して、江原市長が答弁されている中で矛盾する点が

あったんですけど読み上げますね。融資元の金融機関から事業年度ごとに受けている経営状況調査の結果によると当初事業計画に対する経営赤字は縮小してきており、経営努力が見られるというような形で答弁されていらっしゃるんですが、とすると経営赤字が縮小していけるんですけど、2年間延長されたという、なぜ2年間なのかと。あと例えば3分の2を市は負担して、あと3分の1という方法もあると思うんですが、そのことに対する見解をお願いいたします。

高橋観光政策課長 まず我々が鉱泉地の貸付料の免除を検討するに当たりまして、今の恩湯施設の収支を調査させていただいております。令和3年の3月期、これが令和2年の3月17日に開業してますので、それから1年間ですけども、入浴客と入浴売上の収支に、若干、物販、入浴アメニティーとか物を売られたお金も入ってまいりますけれども、収支はマイナス1,700万円程度でございます。それが令和4年3月期、これは令和3年4月から4年3月までですけどもマイナス1,200万円弱ぐらいの赤字に縮小してきております。それから令和5年3月期の見込みになりますけど、今年度の見込みになりますけど、赤字の想定が1,000万円切るぐらいまで縮小してきておりまして、とは言いながら当初の建築イニシャルコストと言われる部分になりますとか、コロナ禍において入浴客数が非常に少なくなっているということで、入浴客数の推移を見ますと最初申し上げました令和3年3月期で見ますと3万1,000人程度。それから翌年が4万人程度。今年の見込みが4万2,000ぐらいということで、若干入浴客も上がってきつつ、それから経営努力として今年の4月から入浴料が700円から900円まで幅があったんですけど、それを900円に統一されたということで入浴料の人数と入浴売上の泊まりました平均単価も上がってきておるということで、そういったところで経営努力が見られるとは言いつつも、コロナ禍の影響が大きかった令和2年度と3年度については、その間に本来であれば0スタートですから、そこで収益を蓄積していただいて、その後の安定的な経営をしていただくというところが元々ございますけれども、そこがマイナスということで借り入れに頼られているところもありまして、それで今コロナの状況も若干落ち着きつつ経営努力によって経営改善されているところで2年間ということで考えたところでございます。

田村委員 それではいくつか聞かせていただきます。数字の整理を少ししていきたいと思います。その前に泉源の所有者ですけど、これは大寧寺ということでしょうか。

山下観光政策課長補佐 委員ご指摘のとおり宗教法人の大寧寺でございます。

田村委員 それで入浴者数の推移を先ほど課長からご説明ありましたけど、3万、4万、4万という数字です。これ当初17万人ぐらい、公設公営でやっていた時代ですけど入浴者数がありました。観光客が地元客と観光客の割合は6対4

というところがあったんですけど、これ執行部側から当時 28 年にお示しいただいた資料の中に入っております、そこからコロナ禍の影響があったとはいえ 3 万人であるとか 4 万人であるとかというふうな数字なっておりますけど、これは単純に地元客の方が 6 割いらっしゃるってお風呂に入らないってことはないと思うんですが、この 3 万人、4 万人という数字の推移をどういうふうに見ていらっしゃるのかお尋ねいたします。

高橋観光政策課長 委員お示しのとおり、公設公営の時代の恩湯については多い時で約 17 万人でございまして、最終年度の平成 29 年には 11 万 7,000 人程度でございました。その数字と比較してみますと当時、最終年度であると思うんですけど、地元の入浴客の方が 4 万 4,000 回ぐらいございましたけれども、今計算しますと、2 万回ぐらいで半減をしております。そこはいわゆる地元の方のパスポートの数を 30 数名ということで、そういったところも影響しているのかなと。要はお風呂が無い方にお風呂を整備してもらうような補助を出したということもございまして、そういったところも影響しているかなと思いながら、非常に少なくなっている要因としてはコロナ禍で過密を避けるということで、男子、女子で 20 程ロッカーがございます。要は 20 人、20 人が一度に入れるということですけども、過密を避けるってということで今 4 割のロッカーを閉めておりまして、12 人のロッカーしか開かないよう鍵を閉めていることで入浴制限をしている関係で、入らず諦めて帰られたということも残念ながらいらっしゃるということも聞いておりますので、そういったところも影響しているのかなと思っております。今後コロナ禍の状況によっては、入浴制限を撤廃していくと当時の恩湯と比較して実際どうかということころは、検証できるかと考えております。

田村委員 よく分かりました。あそこの湯本の地域というのは歴史的に恩湯、礼湯があった関係で、どんな良い家であってもお風呂はお家に作られないというご家庭が多かったんで、そういったこともあったというのもあるんでしょうし、それからお風呂を作るための補助もされたということですので、じゃあご自宅にお風呂を持たれたので利用されなくなったのかなと、料金も上がったしと、いろいろあると思うんです。例えば今地元客 2 万人というふうにおっしゃいましたけれども、地元客と観光客の割合、ということは当時 6 対 4 だったのが今 5 対 5 くらいになっているイメージということなんですか。

山下観光政策課長補佐 実績のほうを見させていただきまして、今地元客と観光客の割合は 1 対 1、5 対 5 と言うんですか、そういった割合で推移しておるところでございまして。

田村委員 分かりました。それでは金額のほうを少し伺わせていただきますけれども、赤字が減っているというふうに先ほどご案内をいただきまして、コロ

ナの影響があつてマイナス 1,700 万円からスタートして、今 900 万円になる見込みだというお話を伺いました。そこで不思議だなと思うのが、今年駐車場のプロポーザルをやりまして、昨年までは湯守さんが指定管理者だったんです。その駐車場の事業というのは少なくとも黒字だったんじゃないかと思うんですけども、プロポーザルを今回手を挙げられずにまち株式会社に指定管理が移りましたけれども、そういった経営判断をされるという部分で、市長の答弁にもあった金融機関によつての評価が良かったというのをどう捉えたらいいのかなと思うんですけども、このあたり観光課の方で駐車場のプロポーザルを今回手を挙げないよという経営判断に至った理由とかつていうのは聞かれている、そういうことも含めて今回の免除を判断されたということでしょうか。

山下観光政策課長補佐 委員ご指摘の駐車場の指定管理という部分でございますが、実は令和 4 年度の 4 月から指定管理ということで、令和元年度からは長門湯守株式会社さんが令和元年度から令和 3 年度まで実際にやられておりました。令和 4 年度からはプロポーザルによりまして、あくまで公募という格好で公募したところ、まち株式会社さんのほうが手を挙げられたということでございます。ただ、実際にはまち株式会社さんのほうが受けられておるんですが、部分的委託ということで、ある程度湯守さんのほうには委託という格好で委託金のほうがある程度いく、全額はちょっといかないうような格好になるんですが、そのへんで金額等の推移はあろうかというふうに思っております。あくまで公募ということであくまで内情については、詳しくは変わったところについては聴取できていないのが実情でございます。

高橋観光政策課長 補足します。先ほど、赤字の額を申し上げたところです。これについては令和 2 年度、3 年度の駐車場の会計については除いた部分の収支で報告させていただいております。一般的に考えますと、経営状況が悪いのに駐車場の指定管理を受けたほうが実入りがあると言いますか、収支としては整うんじゃないかというふうに考えられるんですけども、湯守さんはあくまでも湯本温泉街の 1 事業者でございまして、中心的な位置にあつて中核的な役割というところもありはするんですけども、湯本全体をマネジメントするまち株式会社が駐車場の活用を全体のことを考えながらやっていかれるということも必要なかなと思っておりますけれども、今山下補佐が言いましたように、公募で上がってきたところが湯守株式会社ではなくてまち株式会社であったというところでございます。

田村委員 分かりました。それでは、これはそもそものところで伺うんですけども、今回の免除に至った根拠を行政のほうではどのようにお示されるのでしょうか。

高橋観光政策課長 根拠につきましてのご質問でございますけれども、鉱泉地

貸付料の免除の延長ということについては、長門湯守株式会社からのいわゆる市に収められる納付金が減るということで、市の会計から支出を伴うものではございませんけれども、実際の効果としては補助金を支出しているのと同じような効果があるというふうな認識はしておるところでございます。湯守の貸付料の免除の根拠については、いろいろな総合的な判断をする中で今 6 点ほどうちのほうで考えて総合的に判断したところですけど、若干長くなりまして申し訳ないんですけど、まず 1 つ目が、先ほど申しましたけれどもシンボリックな施設であって温泉街の中心にあるということで、ここの施設が経済と言いますか、地域の活性化に寄与するものであるというふうに考えておりまして、2 つ目として令和 2 年 3 月の開業とほぼ同時にコロナのまん延が始まったということで、当初計画等で見込まれた収益というのは確保されていない状況ということで収支赤字になっておるところでございます。それから 3 つ目としてはコロナ前の経営実績がないということで、実は国の持続化給付金等も対象にならなかったということがございます。それから自宅に風呂のない、先ほど申しました地元の入浴者がいらっしゃるということで、地元のお風呂のない方については生活必需品、必需施設であるということ、それから入浴料の改定や歳出の経費などの経営努力があり、コロナが収束すれば自立運営に迎えるのではないかと、そういうようなことを総合的に判断しまして、恩湯の健全経営に向けた取組みを市のほうが後押しすることで、これこそが長門湯本温泉街の持続的な発展の継続と地域福祉の維持、加えて将来にわたって市全体の観光産業に大きく寄与するものと考えておりまして、鉱泉地の貸付料を免除することというのを総合的に判断したというところでございます。今 6 点と言いましたけど 5 点でございます。

田村委員 それでは、「平成 28 年度長門湯本温泉観光まちづくり推進体制構築支援事業報告」という観光コンベンション協会が作成した資料があります。これはそのまま湯本温泉観光まちづくり計画に反映をされております。先ほどの当時の入浴客数であるとか、地元客・観光客の割合 6 対 4 というのはここに最初に示されていたんだと思っております。これに基づいて、民設民営を進めるという舵を切っていかれたんです。それを見ますと、民間が採算性を意識し稼ぐ運営を行うこと、特徴として民設民営のですよ。公設民営に対してこういう評価が良いということです。それから運営の自由度が高く民間のノウハウを生かした魅力ある運営が期待される。それから民間の資金調達を行うため、金融機関によるモニタリングを受け、安定運営のチェックを常に受けるというふうなメリットが書かれております。当時は公設民営という議論もあったと思います。これ評価委員会でしょうか、デザイン会議でしょうか、ちょっと忘れちゃったけど。星野社長もそういうふうな発言をされたというふうに記憶しておりますけ

れども、それでも民設民営のほうがいいんだということで民設民営に舵を切られたわけです。コロナ禍という予測不能な事態があったとは言っても、当初 3 年間免除した鉱泉地の貸付料ですけれども、また 2 年間延長するのは、先ほど 5 つの理由を伺いましたのでそういうこともあるなと思いながら聞いていたんですけれども、これは部長にお伺いしたいんですけれども、この民設民営に舵を切った後の現状、コロナ禍も加味するんですけれども、今どのようにお考えでしょうか。

堀経済観光部長 委員ご案内のとおり、当初、公設民営というような考え方も議論の中で上がってきたというふうには理解しております。その中で先ほど委員からご指摘もあったとおり、モニタリング等を行って民設民営でということ最终以決をされた中で、経営状況につきましては先ほど私どもの担当から申し上げたとおり、良化の過程においても、実際に建築当初、さらには初度の準備金が、留保がコロナ禍でできなかったというところはやはり大きい課題だったかなというふうには思っております。さらに平成 30 年 9 月の当初の委員会におきましては、田村哲郎委員からご質問をいただきまして、もっと長い期間で設定すべきではないかというふうなお話をいただいたところの中で、当時の部長からご答弁を差し上げたところなんですけれども、「公募要件の前提があり、現時点では 3 年間としつつも、今後は状況をみて判断することもある」ということで答弁させていただいておりまして、これまでもモニタリング等を私どももさせていただいているところではございますけれども、その状況を見ますと、やはり今回 2 年間の延長をすべきではないかという、先ほどの理由も含めて、検討させていただいたうえで決定したところです。ですから経営状況につきましては、初期的な留保ができなかった部分だけで、当初のマイナスを 1,000 万円以下に抑えてきているというところがございますので、支障は来すものの経営状況については頑張ってきたというのが我々の認識の中にあるところでございます。

西村委員 湯本温泉の利用客のことですが、地元の人は風呂に入りに行ってもいいけど、駐車料金を取られるから三隅にするか、黄波戸にするかと言って、そっちのほうに流れるんですよね。それを行政指導という方法で駐車料金を無料にしてくれというようなお考えはお有りでしょうか。

早川委員長 西村委員、今回は駐車料ではなく貸付料の議案なんです——。

西村委員 まあいわゆる湯本の風呂の利用客を増やしたら、黒字になるという考えでございます。

山下観光政策課長補佐 取り組みといたしまして、夜間は無料という話もございましたが、現在駐車場の有効利用という観点から、夜間 18 時からについては駐車料金を従前より金額を安くしたうえで、入浴がしやすいような体制に努

めさせていただいておるつもりではございます。ただ無料ということになりますと、指定管理の観点もございますので、すぐには難しいかなというふうには思っております。

高橋観光政策課長 今申し上げた駐車料金、18時から20時までは地元の方が入りやすいようにということで、これは駐車場を今指定管理を受けておられるまち株式会社との連携になるだろうかと思いますけれども、通常100円のところを50円ということで料金を下げて、地元の方が入りやすいようにということで、今取り組みをされておると聞いておりまして、それによっていわゆる入浴者数が増えている現状がございましたけれども、それも一つの要因になっているのかなというふうに考えておるところでございます。

重村委員 こういう事態になるとは誰も想像していなくて、本当に湯守さんも大変だろうし、行政側としてもこういう提案をしてくるというのは非常に大変だろうと思うんですけど。行政が3年間猶予と、いろいろ議論あったけど3年をまず猶予しようということで、その後はその状況を見てということでスタートしたと。これはほかの委員も言われてましたけど3年のところで今の状況でね、約束は約束ですからそうしますよっていうのはそれはやっぱり行政にとってもできないだろうし。今回2年間延長しますよね。コロナの状況っていうのは、確かにこれから1年ぐらいで状況がどう変わっていくかっていうのも分からないから、1年ごとの例えば来年の今ぐらいにまだ厳しいような状況で、ちゃんと議会にも提案ができるということであれば、1年ごとに更新していくっていうことも私は方法としてはあるんじゃないかなと思うんだけど。それを一気に2年と、ここで。そこらあたりの判断ってね、事前に勉強会とかしても1年ごとっていうのはなかったのかなと。それで1年後に、厳しい状況があればそれは議員でも分かるわけですよ。だから、1年ごとにやっていくということも私は考えられるのかなと思うけど、そこらあたりの見解はどうですかね。

高橋観光政策課長 1年ということも若干考えたところではございますけれども、やはりその減免を延長する理由として、コロナの時期が大変厳しかった2年間が経営の蓄積ができなかったということで、その2年間分をスライドするということで、2年ということで設定させていただいております。ただ若干今質問にはございませんでしたけれど、これはあくまでも鉱泉地、泉源の貸付料でございます。実は恩湯食と恩湯の土地については、市の普通財産で貸し付けております。これについては、湯守さんも当然営業活動をしているので、これについては減免を求めるものではないということで、これについては3年間を経過した後は通常の1,000分の6で納付していただくということで言われておりますので、この部分については、鉱泉地の貸付料についてはあくまでも2年間、コロナの影響が大変大きかった時期をそのまま延長するという考え方で

の設定でございます。

重廣委員 私、原課のほうでコロナはもう 2 年は続くんだというふうに判断されたのかと思ったわけです。今 1 年ごとという話がやっぱりね、それが正しいんではないかという気持ちがありましたので、今の説明でなんとなくわかりました。市長の林議員の本会議質疑による答弁によりますと、やはり民間企業さんというかつこうですから、調査に入れないからという意味ですかね、金融機関からの事業年度ごとに報告を受けているという表現がありました。直接は立ち入れないという考えなんでしょうね。最後には、金融機関の判断を引き続き注視してまいるという言葉もありました。その言葉によって今赤字が 1,700 万円、1,000 万円を今年は切るとかいう話がありましたけど。赤字ですから金融機関から融資をされているんでしょう。私も分かりません。これは金融機関は融資を、例えばですよ、融資を止めた。ここはもう赤字だ、黒字になる予定はないというふうに判断されたときに、注視されている市長としては、どういう判断をされるんですか。そういうことはないことを当然願いますけど。今 3 年間はコロナがありました。また 2 年間、コロナのために地料 300 万円を免除しますという判断をされたという議案なんですけど、その後ですよ、100%黒に転ずるという保証はないわけですよ。でもコロナが収束しますと、コロナのせいにもできない、という判断もあると思います。金融機関のほうも 10 年後、いやこれはちょっと無理だから融資ができないといった場合に、市としてはどのようなお考えなのか、これは副市長に聞かんにやいけんのか分かりませんが、このあたりの判断。この金融機関の判断を引き続き注視してまいりますというのがすごく私は引っかけたわけで、市としてこれからどのように見守っていけるのかというのを伺いたいんですが。

高橋観光政策課長 私からの回答になりますので、あくまでも担当課としての考え方になりますけど、まず具体的な改善の取り組みを先ほどご質問ありましたけれども、民設民営にすることで経営の自由度が増えるということがございました。その中で、具体的な経営改善の取り組みとしては入浴料を改定したというところを先ほど申し上げましたけれども、他にも物販の積極的な取り組みというところで、アイスクリームを売られたりとかそういったもので、やはりそこも収益が足しといったらおかしいんですけど、収益が改善する方向に、プラスになっております。あと、レンタサイクルの取組とか、それとあと、御朱印っていうよく神社とかでありますけど、ああいったものを下関の住吉神社と連携をしてやるという取組を計画して、実際に進めていくということでそのモデルも見せていただいたところでもありますけれども、それから駐車場と連携した取組とか、そういったものによって経営努力をされてるっていうところは、しっかりと我々からして見えるところですので、注視をしていきたいと思って

おります。市長申しました金融機関からいい評価をもらっているっていう発言があったかとは思いますが、それについても金融機関としては当然イニシャルコストがかかっているんで、赤字であるということは認識をされていると聞いております。それで、ただそうは言いながら赤字幅が縮小しているとか、キャッシュフローのマイナス幅が減っているとかそういったようなことで、要は改善の見込みがあるので、今後もモニタリングと言いますか、調査をしていくっていうような言い方をされているということで、今すぐ打ち切るっていうことではなくて、継続的に調査をしていくということをやられているという報告を受けたところでありまして、そういったところで今すぐ融資を切るところでないのかなっていうような判断をしているところでございます。

重廣委員 何となく分かりました。やはり財政的に考えますと、我々不安になっているのは 2 年後に例えばコロナが終わったとしてもまた 2 年、それまでは何らかの理由をつけてまた 2 年。半永久的に鉱泉地の貸付料ですか、これは市が負担するという格好になっていますよね。大寧寺さんに納める金額としては。そうやっていくんではないかなと少し不安があるわけなんです。今様々な経営努力をされている、それは私も分かります。ただ一般的に伺いますと、今ロッカーが 20 くらいあると言われましたかね。「風呂は昔に比べて狭いからもう行かんで」という方もよく聞くんですよ。広くなったから使ってみよう、旅行者の方もリピーターがあるのかなと私も不安になっているんですが、そういう面を考えて、当然まだ当初 3 年、4 年目くらいですからイニシャルコストとかありまして、今から伸びていく期間、そういうときにボンとコロナという状況になって、なかなか判断が難しいというところがありますけど、今言いました金融機関のほうで判断されたのを見ながらということですよ。そのあたりはどうも納得が難しいなというところがありましてね。変な感じ、建物をそのままにして今から作って 3 年目くらいですから、少し広げるとかそういうことは今考えておられないと思います。中をね。そのあたりを見て「金融機関がもしだめと言ったらだめだろう、頑張っちゃるぞと言っちゃったらええやろう」という判断の仕方が何か寂しい、おかしいなど。先ほどありましたよね、「湯本のシンボルであります」という言葉があったのに、何かその判断については金融機関に委ねているというふうなイメージをとりましたから、まだまだもうちょっと観光課として、あくまでも民間ですよ。民設民営ですから言えないという立場があります。ありますけど、湯本温泉のシンボルとして考えておられるのであれば、もう少し改善、改善と言ったら失礼だけど協力するとかね、そういう面が見えても良いんじゃないかなと思うんですけど、そのことについての見解はどうですか。部長どうですか。

堀経済観光部長 もちろんこれから先、経営についてどうなっていくかという

中で、我々のほうとしてはモニタリングを根拠に現在頑張っていらっしゃるということで金融機関もこれを聞いているという中でこのように設定に至ったわけでございます。これからの経営状況につきまして、また悪くなったらどうなるかというところが当然でございます。その中で、先ほども申し上げましたように、「公募の要件の前提があり、現時点は3年間としつつも今後状況を見て」ということでご答弁を差し上げた、前回のときも申し上げたような形でございます。実際にはロッカーの20から今減らしているというような状況もある中で、観光課といたしましてもいろいろ湯守のほうと協議、ヒアリングを行っていく中で、例えば外から、今5対5という格好になっているわけですが、外からおいでいただいてそぞろ歩きをして、更には泊まったお客さんがまず恩湯に行くというような状況を作り上げていきたいと我々も考えている中で、現在みらい評価委員会でご報告があったとおり、実際に外からおいでになるお客さんもしっかりお入りいただけるように、さらにはインバウンド対策としての温泉としての広報とかそういったところに積極的に取り組まれているところもございまして、まずは観光政策としての政策的意見も交換をしながら現在至っているわけでございます。それじゃあ経営状況が悪くなったときどうするかということでございますけれども、我々といたしましてはこれまで恩湯として旧恩湯が結局大幅な赤字と申しますか、そういうところが見られる中で今回結論として民設民営、さらには経営状況が悪くならないためのモニタリングというふうに考えておりますので、潰れる、潰れないという委員からのご指摘だろうと思っておりますけれども、まだそこまでは至っていないのかなというところで、我々としては観光政策としてやるべきことはとにかく湯本の恩湯に訪れられる観光客をどのように増やしていくか、さらには公衆衛生上も実際に使われている方に対してどのように支援していくかというところをまずは考えながらというふうに考えておりますので、少し答弁になってないところもございしますが、お許しいただければと思います。

田村委員 今モニタリングという言葉がありましたので、モニタリングについてではないんですけれども、そもそもなんですけど今回鉱泉地の賃借料の免除について、これはどちら側から切り出したものなんでしょうか。先方から苦しいので延長してもらえないだろうかというご提案があったのか、それとも先方の経営状況なりをおもんぱかって執行部側のほうから免除しましょうかというご提案をされたものなんでしょうか。

堀経済観光部長 本件に関しましては当然今年のモニタリングの中で銀行側のほうのご意見、金融機関のほうからのご意見等もいただきまして、さらにはそういうご意見をいただいたうえで湯守株式会社等の協議も行いうちで、この範囲でということで決定を私どもの中ではさせていただき、この議案を提出するも

のでございます。

田村委員 どちら側から切り出したのかということをお伺いしたところなんです。

堀経済観光部長 ご協議をする中で、湯守のほうからのご提案ということでご理解いただけたらと思います。

田村委員 そうですか、分かりました。とは言え、先ほど課長も 5 つの理由ということですごく説得力のある言い方で、そこに何かしらご異議を唱えるものではないんですけれども、おっしゃるとおりだなと思うんですけれども、湯本温泉観光まちづくりの中心的なシンボルとしての恩湯というものがあります。それに対して現在まち株式会社でも特に日帰り客を中心にこれまでと違った層の集客に努めていらっしゃるところで、確かに日中の平日を含めた日帰り客がそぞろ歩きをされる方というのは増えていると思うんですけど、たくさん来られている子育て世代であったり、カップルであったりといったところは恩湯には取り込めていないんだろうなと思っています。これは実際のところは知りません、私も数字を持っていないので分かりませんが、そういった中で頑張っしてほしいという気持ちは共通のものだと思うんですけど、とは言っても民間の株式会社でしたか、民間の事業所なんですね。そういった湯守に対して行政と湯守と金融機関を交えた協議の場というのが設定されている、それによって湯守のほうからそういうご要望があったのか。何かそのあたりが、もう一つ釈然としないものがあるんです。何かこれは、それこそ新恩湯の建設前くらいに遡る話だろうと思うんですけれども、何か取り決めというようなものがあるんでしょうか。湯守の経営に対してこうなったときにはこうするとかいうような。

堀経済観光部長 経営判断に基づいた状況悪化に伴う取り決めのお尋ねと私は理解してお答えするんですが、前提としてやはり民間で頑張られるという中で、危機管理上のそういった取り決めというものは特にはございません。しかしながらそういった危惧も考えられる中で公衆衛生という面もある中から、モニタリングについては取り決めをさせていただいて実施をしているという状況でございます。

田村委員 分かりました。何かそういった書面での根拠みたいなものがあって、それに基づいて動かれているのかなと、今回の免除を決めておられるのかなというふうに思ったんです。そういった経営に関する取り決めなり、覚書的なものを交わされているということはないということですか。

堀経済観光部長 長門湯守株式会社とのそういった契約というのは今のところないです。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、

議案第 25 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは、副市長に 2 点ほど。1 点目は、委員会としてやはりこれを採決するにあたって一番疑義と言うか、説明責任がつくかどうかなんです。長門市の会計から一般の企業に対して貸付料を免除すると。だから、今のコロナ禍の中では、どこの民間の会社も企業も厳しいはずなんですよ。確かに特殊な、市から鉱泉という泉源も含めた土地を借りるという契約を結んで 3 年してきたけど、状況はどうであれ、もう 2 年免除しましょうと。これは果たして、市民の皆さんにきちんと私たちも説明がつくかどうか。簡単に言うと、市民の皆さまは「湯守はええね」と。というのは、こういう特殊ないろんな様々なことを勘案して決断したこの議案が、市民にきちんと説明責任が取れるかどうかというところだと思うんですよ。これを副市長に最終的にまとめた感じで、行政としてこの議案に対して市民の皆さん、他の厳しい団体、業者、事業者、この方達にどう説明できるか、これをまず聞かせていただきたいと思います。

大谷副市長 この恩湯は、公設時代は大幅な赤字があつて、民設民営に舵を切った、これも長門湯本温泉を再生、活性化したいということで、この結論に至ったものと承知をいたしております。しかし、この大幅赤字の中から民設民営、しかも自ら借金をされ建てられて、そして運営をされる。そのことをもって当初 3 年間の土地の貸付料、そして鉱泉地の貸付料、これらについては初度経費もあろうから 3 年間免除しましょうということでスタートしたわけでございます。そして、この議会で議決をいただいたものでございます。しかし、今回 3 年経って土地のほうは、あくまでも一民間企業であるから、そして営業行為をしているからということで期間延長を求めませんという一方、鉱泉地貸付料については何とか免除してもらえないかと、そういうご要望をいただいたわけでございます。しかし、確かにスタートして 2 年間というのは、先ほどご答弁申し上げましたようにコロナ禍で、タイミングが非常に悪かった。スタートしたとたんに緊急事態宣言やまん延防止重点措置といった荒波にもまれ、この当初 2 年間については予定しておりました内部留保の確保もままならないという事態。この部分については、スライドして延長していただけないかということで、今回 2 年間の貸付料免除の期間延長という形で議決を求めているところでございます。この点については、先ほど来、経営努力と言いますか、この地域の中核的施設であるということについては、それがどうしたという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり鉱泉地貸付料というのは、この市内でも唯一の貸付料でございます。そこは当初、民設民営の覚悟をもって、この経営を受けていただいた長門湯守に対して、この 2 年間だけは何とか免除していただけないか、コロナということもありましたと。コロナが最大の要因でございますけれども、これを免除していただけないかということでご理解賜りたいと存じます。

重村委員 それでは、もう 1 点目。多少間口が広がりますが、お答えいただきたいと思います。先ほど質疑の中でいろいろ出てきて、99 年間の源泉を持たれている所有者と市との間の約束事がありますよね。昭和の時代だから仕方ないかもしれないけれども、実は行政の中にはこの鉱泉地だけではなくて、他にも 99 年という協定を結んだ物件で土地の賃借料を払っていることがあるんですよ。確かに、大谷副市長に責任があるわけではない。だけど、行政というのは一貫して運営をされるものです。だから、その 50 年前なのか、先輩が約束したこの協定の結び方、99 年という期間を設けること、それとその契約の約束事の中に、例えば源泉者と市が結ぶ中に社会的情勢を背景に、その場合は協議によるものとするとか、賃借料、地代の決定、300 万円という決定が。そこらあたりをきちんとあれば、今回私はある意味クリアできると思うんですよ。所有者も、この確かに社会情勢というのは、賃借料 300 万円というのは非常にそれは市にとっても負担になるだろうと。そこらあたり、ちょっと間口が広がりますけれども、これまでの先輩方の行政運営と、そういう契約に関わること、これだけではなくて他にも横たわっている問題があるわけですよ。ここらあたりというのは、現副市長として、どういう見解を持たれて、今回の議案というのが、そこにもひとつはこれからの行政運営の中に、市と民間だけではなくて、元々の所有者との関係性がどうなのか、契約書がどうなのか、こういった疑問点というか、ちゃんとお持ちなのかどうか、ここらあたりを聞いて終わりにしたいと思います。

大谷副市長 ただ今、委員がおっしゃいましたように、実はこの鉱泉地貸付料以外にも、この長門市においては貸付期間 99 年とする賃貸借契約が存在しております。そのことを私は、5 年前にこちらに参り見ましたときは、非常に衝撃を受けました。これは個人的な見解でございますけれども、香港の租借なのかと。これはもう大昔の話ですけれども、当時植民地の時代には租借という形で他国の領地を活用する契約を結んでいた経緯がございますけれども、そのとき 99 年というのは、いわば恒久的な期間を数値として表した場合に使われていたと、歴史で学んできたのですけれども、まさかこの昭和 25 年とはいえ、戦後にこういったものが契約として、長門市の行政の中にあったということについては、衝撃を受けたところでございます。しかし、これに至るには様々な地元との調整ごと、いろいろなことがあったと思います。そういったことをやはり、今は令和の時代でございますので、委員ご指摘のように今一度、社会経済情勢の変化、そういったものを加味しながら相手の方々と協議をしていく、そしていわば改善と言ったら失礼ですけれども、どういう形がいいのか、現状はそのままいくにして、この契約の仕方については何らか工夫ができないものか、これはやはり検討していかなければいけないというふうに私は現在考えているところ

でございます。

田村委員 では副市長にお尋ねをする前に、間違っただけを言っただけでいいので、いったん部長に確認をしたいんですけどよろしいでしょうか。

早川委員長 今一度の状態なんですけれども一応、お聞かせいただいてもいいですか。

田村委員 先ほどの答弁、部長からありました平成 30 年 9 月議会の当時の総務部長のご答弁、今後についてどうされるかというご答弁があったと思いますけれども、ここを簡潔にもう一度繰り返していただいてもよろしいでしょうか。

堀経済観光部長 平成 30 年の 9 月議会での当時の委員会の答弁の中で、田村哲郎委員からは公募の要件もあるなかで、「本当に 3 年間で大丈夫なのか」というところについてのお尋ねをいただいたところでございます。それに対しまして、当時の総務部長が公募の要件を前提としてお答えしたわけでございますけれども、そのままを今から読ませていただきますが、「担当課長が答弁申しましたけれども、募集した時の前提でもございますので、今後につきましてはそのような状況を見て判断することもあるかとは思いますが、現時点では 3 年間というふうに考えております」と、このように当時部長が答弁させていただいたところでございます。

田村委員 それでは副市長にお尋ねいたします。その当時の総務部長のご答弁が今回の鉱泉地賃借料の免除についての根拠であるというところなんですけれども、一方で大谷副市長、令和元年 6 月 13 日の総務民生常任委員会におきまして、地域未来投資促進法についてお答えいただいております。これが湯守についてなんですけれども、「4 年後の売上高を 6,960 万円、雇用者数は 6 人というふうに見込んでおりまして、付加価値分の増につきましても 4,180 万円を超える 4 千 2, 3 百万円くらいになるんですけれどもこちらを見込んで」と。ちょっと間を飛ばしますけれども、「この地域未来投資促進法の趣旨というのは地域経済を牽引していただきたいと、そういうことで計画を承認しているというふうに理解をしている」ということで湯守について述べていらっしゃいます。今回こうやってコロナ禍の影響があったとはいえ、賃借料の免除ということを経営延長するということになったんですけれども、これは先ほど重廣委員からも質疑があったんですが、もしコロナ禍が収束をしてもこの状況が改善しなかったり、仮に悪くなったというときですよ。お風呂って入られる方は毎日入られるんでしょうし、年配の方は分かりませんが、先ほど高橋課長からご答弁があった公設の時代の最後の入浴者数が 11 万人、地元客・観光客が 6 対 4 だったとしたときに 6.6 万回の入浴があったというふうに計算でされるんですけど、今現在 2 万回程度ということになっています。これ、地元客がこれだけ減って、多分それはコロナ禍を踏まえても想定が違うんじゃないかと思います。

今後なんですけれども、この先もずっと支援をし続けていくお考えなのか、そしてそれ以上に状況が悪くなったときに、ほかの経費の支援ということも考えられるのか、この湯守とこれからの行政との付き合い方について、そのあたりのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

大谷副市長 先ほどご紹介いただきました地域未来投資促進法に係る議事録でございますけれども、湯守を中心と言いますか、恩湯を中心に長門湯本温泉の経済を引っ張っていただきたい。そういう思いで現計画は進行しているところでございますので、将来的に傾いたらどうなるかということとはなかなか申し上げにくいところではございますけれども、現時点での考えということで申し上げますれば、先ほど来、重廣委員のご質問にもお答えしているように、行政としてはどうしても経営努力を見ていくとか入浴料の改定など、そういったところを詳細に拝見し、サポートできるところはサポートするという形が一般的だろうと思います。しかし、この一民間企業とはいえ、先ほど出ました経営状況調査、融資元の金融機関が企業年度ごとにこの経営状況調査をしていくというのは異例なことでございます。民設民営の長門湯守がいかにかうまくやっているか、当然金融機関も償還期間を考えながらちゃんと元が取れるのか見極めたい、そういう意味で私ども、当初はモニタリング調査を是非していただきたいということで 3 者で話し合って調査が始まっているわけですが、それを財務状況の判断指標として見ていくということで、これをもって、市長が本会議で金融機関の判断はぜひ注視していかなくてはいけないというふうに答弁申し上げたところがございます。そういう意味で行政としての監視と言ったら失礼ですけどもチェックをしていくというところではご理解を賜りたいというふうに思います。これは長門湯守に関しての他にはない異例な調査ということでご理解いただきたいと思います。

田村委員 行政はそうやって民間企業とはいえ特殊な立場であるということがよく理解をしております。行政としてそういうふうに補助金であるかのような今回は賃借料の減免というところになるわけですが、そういったものは今後その時々で、金融機関からの報告とモニタリングによって判断をしていくというところでもう一度ご確認をさせていただきたいんですけど、何かの約束事に基づいたもので自動的に行われるものではなくて、あくまでもその場その場、その年その年のモニタリングによってそういった判断をしていかれるということでしょうか。

大谷副市長 委員ご指摘のとおり、何か約束事に基づいて 2 年後はこうするか、こうなったらああするとかいうことを決めたつもりはございません。当然社会経済情勢、コロナ禍ではなく、第 2 のコロナがやってくるかもしれない。そういったことも踏まえまして 2 年後、この期限がまいりました時は改めてそ

の状況を見て、そして必要とあれば、また議会のご判断をいただく、そういう場面が来るかと思っております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10 : 41 —

— 再開 10 : 42 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 20 号「里山ステーション俵山の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 農林水産課所管の本議案につきましては、議案参考資料 28 ページのとおりでございまして補足説明は特にございませぬ。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 それでは、この度名前が挙がっております指定管理者ですけれども、こちらの過去の評価について、もし担当課のほうでありましたらお願いします。

角谷農林水産課長 この長門市里山ステーション俵山でございしますが、ここを指定管理というところで、これまで NPO 法人ゆうゆうグリーン俵山さんのほうで指定管理を行っていただいております。農林水産課といたしましては、これまで適切に円滑に施設を切り盛りしていただいているという判断をしているところであります。

田村委員 ただいま全体的な評価については伺いました。それでは、何かこちらの NPO さんに対して特筆すべき評価がありましたらお願いいたします。

角谷農林水産課長 やはり特筆すべき評価と言いますのが、俵山の地元の方を中心にこの施設を切り盛りしていただいているというところと、やはり地場と申しますか、地元ならではの一体感、そういったものが非常にございまして、この施設を回していただくうえでもそういった一体感を存分に発揮していただいているというところは特筆すべき評価すべきところかなというふうに考えておるところでございします。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご

質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。
議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
挙手多数です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。再開は 11 時からとします。

— 休憩 10 : 45 —

— 再開 11 : 00 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 6 号「令和 4 年度長門市水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 「提出議案概要」にも記載しておりますが、今回の補正は、収益的収支予算において、支出については、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整、及び電気料金の高騰に伴う動力費を計上し、収入については、補正額に応じた一般会計補助金の調整を行ったものです。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 収益的収入及び支出のところですね。第 1 款、1 項、1 目に「原水及び浄水費」というところで、先ほど補足説明にありましたけど、電気代の高騰によって動力費ということで、2,580 万円計上されております。もちろん電気代が高くなっているというのは私達も十分理解するところですけども、この金額自体の算定の根拠。来年 3 月までこのくらい予算をつければ大丈夫だろうと。その根拠になった考え方というのをお尋ねしたいと思います。

坂倉浄水場長 令和 3 年度と令和 4 年度の 4 月から 9 月までの実績を比較しました。それで各月の比較をしまして 4 月分の電気料金が 1.34 倍になっておりましたので、この上昇率 1.34 を 10 月から来年 3 月までの令和 3 年度の実績にかけまして電気料金を算定しております。

重村委員 それで今年の 10 月から基本的には水道代、料金というのは、約 10% 上げています。その上がった分っていうのは、今国の予算を使って暫定的に各世帯の負担はないように設定をされていますけど、やっぱり会計上いくら電気代が上がったから当然だろうという考え方ではなくて、発端の各世帯に、特にちゃんと出てくるのは来年 3 月以降ということになりましようけど、やっぱり会計を担当するほうからすれば、市民の皆さんにも負担をお願いしている。だから会計上、動力費なんかというのは努力されているっていうのを存じ上げて

いますけど、でもやっぱり会計の中で一段と努力をしないと、その姿勢を見せることによってそれは確かに料金上がっても仕方ないよねという私はご了解を市民が得てもらえるというふうに思うんですよ。ご努力をずっとされてきているのはもう十分存じ上げていますけど、この直近の電気代が上がったと。補正をすればいいわというんじゃないくて、それ以外にも企業局として何かご努力をされている部分があれば申し上げていただきたいというふうに思いますが、ないならないで。

坂倉浄水場長 動力費の削減なんですけど、これはもう配水池が下がればポンプが自動的に動くというふうな仕組みになっておりまして、動力費を削減しようと思えばやっぱり無駄な配水、送水を削減していく必要が一番大きいと思いますので、今水道班のほうとも連携しながら漏水の調査や漏水の修繕とかを進めておりますので、有収率を少しでも上げていくのが削減に一番繋がると考えております。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 6 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 7 号「令和 4 年度長門市下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

大田上下水道局長 「提出議案概要」にも記載しておりますが、今回の補正は、収益的収支予算において、支出については、人事院勧告に伴う人件費の調整、及び電気料金の高騰に伴う動力費を計上し、収入については、補正額に応じた基準外繰入金である一般会計補助金の調整を行ったものです。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それではこれも同じような内容。電気料金 2,789 万 5,000 円が補正計上されています。それで、先ほどの上水では上期の前年度対比で係数 1.34 をかけたもので今回の金額を補正したということですけど、考え方が下水についても同じなのか、それでその係数も同じ係数という認識でよろしいのか、お願いします。

大田管理課主査 下水道事業につきましても上期の 9 月末までの実績を前年度と対比しまして、こちらと比較して各月で高い増減率を採用して今年度の予算を補正にいたしております。費目ごとに出しておりますので、高いところだと 140%とか超えているところもございますし、130%とかいうところもござい

ます。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。今一度、議案第 7 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 7 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 08 —

— 再開 11 : 09 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 15 号「長門市林地崩壊防止事業等に係る分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは、議案第 15 号の補足説明をいたします。家屋の裏山が、異常気象により崩壊した場合、復旧へ向けた市の補助事業は、崩壊した斜面の形態により 2 つの所管課に区分されます。1 つ目は、農林水産課所管の小規模治山事業等で、崩壊した斜面が自然の山林の状態であること、2 つ目は、都市建設課所管のがけ崩れ災害緊急対策事業等で対象が人工的につくられた斜面であることとの違いにより所管が分かれております。事業実施にあたり、これまでがけ崩れ災害緊急対策事業に対する受益者分担金については、小規模治山事業に準じて運用していましたが、このたび明文化することとし、あわせて条例の名称変更をし、土砂災害対策として一体的に整理するため、長門市林地崩壊防止事業に係る分担金の徴収に関する条例の一部を改正しようとするものです。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 先ほど部長の補足説明にございましたが、この度明文化することによりとありますが、なぜ今この時期に、この条例案を上げられるのかということ伺いたいと思います。

藤嶋管理班長 今回、土砂災害防止対策に関する事業を都市建設課の中で整理をいたしましたところ、今回追加する事業については他の取り扱いに準じた運用を行っていることが判明したことから、誰もが条文で確認できるよう時機を逸することなく条例を改正することとしたものでございます。

重廣委員 ちょっと分かりづらいんですが、この条例を明文化することによっ

て、これからはやりやすくなるというふうなイメージがあるんですよ。イメージはありますが、これまでの条例の中で、少し問題が起きた事例等が今までございますか。ありましたら教えていただきたいんですが。

末永都市建設課長 新市になってから過去 10 年でこの事業を適用して事業をしたところが 1 か所ございますが、特に問題のほうはございません。

重廣委員 これまで条例を利用されたのが 1 か所と。特に問題もなかったと。それで明文化をしなければならない、そういうのがよく分からないんですよ。これからこの条例を見られた方が見やすくするために条例改正をするのか、条例改正というのは何か今まで問題があってこういうところを訂正してどうのこうのっていうのが多くあると思うんですが、それもないのに今の時期になぜしなければならないのかっていう説明をしていただきたい。

末永都市建設課長 近年、全国的に局地的な豪雨による災害が多数発生しており、本市においても今後そういった対象となる事業が増えるという可能性が高いということから、今回改正に至りました。

重村委員 これは確認だけしておきたいと思います。こうやって、自然の山が崩れた場合、家の裏が崩れたりだとか、人工的につくったものが崩壊した場合、これが条例をきちんと明文化されるということでしょうけど、一番は自己負担ですよ。一部何%かあるはずですよ。その比率の割合っていうのは、こうやって事業をきちっと明文化することによって、差が出てくるとかそういうことが起こらないかどうか。大丈夫なのか、確認だけしておきます。

末永都市建設課長 農林水産課所管の小規模治山事業、これが全体事業費の 17%を地元のほうに負担していただきます。そして同じく今回条例に上げました都市建設課所管の事業につきましても、同じく小規模治山を適用していたことから、地元には 17%の負担をお願いしたと。今回、負担率を変えるということとはございませんので、地元負担は同様になります。

早川委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 15 号全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 16 号「長門市準用河川管理条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 議案第 16 号の補足説明をいたします。市の管理する準用河川における土地占用料等の算定については、これまで、市道道路占用料の算定要領に基づき算出しておりましたが、さきほどの議案第 15 号と同様にこのたび明

文化し、河川占用料の算定について規定するために、長門市準用河川管理条例の一部を改正しようとするものです。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

米弥委員 私の勉強不足で申し訳ないんですけど、お聞きしたいんですが、流水占用料とありますけど、今一度詳しく教えていただけますでしょうか。

藤嶋管理班長 流水占用につきましては、水力発電、それから農業用水、水道用水、工業用水などの目的で河川の流水を占用する、利用される場合に、流水占用料というものがかかってまいります。流水占用というのはいわゆる水利権になりますけれども、許可水利権と慣行水利権というふうなものの 2 つに分かれておりまして、特に旧河川法が施行される前のものについては一般的に農業等で使われておると思うんですけども、これについては既得権という形で慣行水利権として認められておりますので、特に占用の部類には入ってこないということになっております。

田村委員 それでは先ほどの補足説明にありました土地占用について、流水占用についてはご説明があったと思いますけど、同じものなのでしょうか。それとも別のもので、土地占用というのはどういったものを一般的に言うのかお願いします。

藤嶋管理班長 土地占用につきましては、河川区域内におきまして、工作物の設置、本市において例があるのが電柱であったり、あと配水管とかケーブルであったり、そういった類のものになりますけれども、そういった形で工作物の設置等を行いまして、土地の占有を行うものが土地占有ということになっております。

田村委員 それでは今回の条例改正に伴ってその土地占有されてらっしゃる方の負担金に変動は、変化はあるでしょうか。

藤嶋管理班長 特に計算方法につきましても、これまでも道路占有に係る細則的なものについては準用して運用しておりました。その部分については占有者の方のご理解いただいておりますので、特に今回の条例改正によって影響があることはございません。

岩藤委員 私もこの河川産出物採取についてどういうものが該当するのか、お尋ねをいたします。

藤嶋管理班長 河川産出物採取につきましては河川内にあります、あし、かや、それから埋もれ木、じゅん菜、その他産出物の採取に関わるものとなっております。

岩藤委員 普通に自然に生えてる、小さいときにジュズダマとかも取ってたんですけど、そういうものも該当するものなんでしょうか。

藤嶋管理班長 河川法の中で私が先ほど答弁申し上げたものについては採取としてかかってくるんですけれども、それによって営業されるとかそういうものが該当になってくるものであって、例えば一般的に遊びとかそういったときに少し採られる分には全くかからないものでございますので、そのあたりをご理解いただければと思います。

重廣委員 15号と同じような質疑をさせていただきますが、これもやはり先ほど課長のほうが言われました近年の気候変動等によるものを考慮しながら今の時期に出されるという認識でよろしいですか。もしそれが違ったら、今のこの時期にそれを出される理由を説明いただきたいと思います。

藤嶋管理班長 特に先ほどの第15号のように災害の関係ではなくて、我々行政は条例をもとに業務のほう執行しておりまして、時期を見ながら条例の精査というのをしております。その中で判明しましたので、そういうのは時機を逸することなくやっていくことが公正な行政運営に繋がるものだと考えております。ですから分かった時点で今回の条例改正の議案の方を提出させていただいたというところになります。

重廣委員 先ほどの15号の件はよく分かります。災害等がありますからね。今分かった時点でって言われたけど、なんでこの令和4年の12月にこれを、それまでなぜ分からなかったという議論になっていくわけなんですよ。分かった時点でこれを出しますと。だから今の時期に出した理由っていうのは何らか意味があるんじゃないかということを知りたいんですよ。去年見んやっただけど今年は見てもやっと分かったとか、今そのレベルの回答やからね。それはちょっとおかしいんじゃないかと。なぜこの時期に、例えば今15号の方が明文化すべきだということを結論付けたときに、これを一緒に見て、やったとか何かあるのかなというのがありまして、なら別に来年の春でもいいじゃないか。今まで問題があったからこの状況を少し直すべきなんじゃないかというのがありましたら教えてください。たまたま見ておかしいなと思ったから直したとかそれはちょっとおかしいと思いますので、そのあたりの詳しい説明をお願いいたします。

末永都市建設課長 先ほど藤嶋班長の方が申しましたとおり、不備を発見したのがこの時期だったということで、特にそれ以外の理由としてはございません。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。今一度、議案第16号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第17号「長門市都市公園条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補

足説明がありましたらお願いします。

波多野建設部長 それでは、議案第 17 号の補足説明をいたします。長門市総合公園や小河内公園などの都市公園において、キッチンカーなど物品販売等をおこなうなどの一時利用に係る使用料を整理するために、長門市都市公園条例の一部を改正しようとするものです。詳細につきましては、議案参考資料に記載のとおりです。

早川委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 キッチンカーの出店に係る使用料の改定というところですけど、改正に至った理由というものが何かありましたら、他市の事例を参考にされたとか、そういったことがありましたらお願いします。

末永都市建設課長 近年、キッチンカーの配置により公園の利用者の皆さんの利便性向上に繋がるというような状況が出てきておりまして、こうしたキッチンカーの配置で今まで一律で 1 店舗につき 1 時間あたり 400 円というのを、土日は 480 円になりますが、もとに使用料を徴収しておりましたが、配置される車両の規格が軽四から乗用車、もうちょっと大きいものとか、それぞれ利用の車種の大きさも様々であるということがありまして、それぞれの案件によって一律で一店舗あたりの徴収するのは不公平ではないのかと。軽四なら少し小さめ、通常車なら普通の駐車場 3 台分とか。そういったことで利用の実態に合わせて、使用料の変化もさせるべきではないだろうかということで今回の算定を行っております。

田村委員 公園の利用者の利便性向上に繋がるというふうなご説明があったと思います。今後、公園を管理する都市建設課にとって、キッチンカーの出店はどんどん促していこうとかそういったお考えがあるんでしょうか。

藤嶋管理班長 あくまでも公園利用者の方の支障にならない範囲でということが大前提にはなりますけれども、今は例によるとアイスクリームの販売とかでキッチンカーを配置されてるような状況もありまして、他の方からもご要望いただくこともご相談いただくこともよく最近はいただいております、できる限り配置を促すことによって、公園利用者の方の利便性を高めていきたいというふうに考えておりますし、市長も保育園なんかでよく座談会で話を聞くときにも、そういったものを利便性を高めるために、できる限り配置を促したらどうかと促進してはどうかというようなご意見もいただいております。先ほど冒頭に申し上げたように、公園利用者の支障にならない範囲で、どんどん促進の方してまいりたいというふうに考えております。

重村委員 大変良いことだと思うんですね。利用される方にとってもいいだろうし、今の社会情勢の中でキッチンカーで一生懸命生計立てられている方も

いらっしゃるんですよ。だからこういうのが明文化されることによって出店が可能だっていうことも明白になっていきますから、それは相乗効果があるだろうというふうに思います。今回の議案の中には小河内の公園と総合公園ということが明記されていますけど、都市建設課が持たれている公園で、これで全てなのか、それともまだ明記されていないところはこれから明記していくおつもりなのか、そこを確認したいと思います。

藤嶋管理班長 代表的なものとして都市建設課が所管しているもので、ながとスポーツ公園という施設がございますけれども、そちらについてはもう既に明文化しておりますので、その他の部分についてはないものというふうに考えております。

重村委員 僕ね、地元で七重川河川公園というのがあって、これは地元の意向もあって出店を拒んできたところもあるんだけど、また都市公園という、中央区で人が集まりやすい場所ということでスポーツ公園もそうだよということですけど、周辺部で時期によっては非常に人が集まって「そういうことしてくれたら助かるんよね」というところも私はあると思うんですよ。だからそういうのは精査して、なければこういうことを規定することによってやっぱり民間の方の経済活動もしやすい。使う方の利便性も向上していく。そういう社会を作っていくべきだと思いますが、最後にそこだけ確認をして終わります。

藤嶋管理班長 そのあたり研究してまいりたいというふうに考えております。

米弥委員 キッチンカーの営業に関してなんですが、その公園の駐車場の広さにもよると思うんですけど、使用者の支障がない範囲だったら何台でも営業ができるというか、使用者の影響がないというのは非常に難しい、どこでどう判断していいかあれなんですけど、危険というのは別にないわけですよ。

藤嶋管理班長 今例があるのが総合公園が多いので、総合公園を一例として答弁させていただきたいというふうに思います。現在はだいたい1日につき1台キッチンカーが入るような状況になっております。これについては普通自動車の駐車区画を3台分ほど普通車の場合適用させてもらって、交通利用者の方の安全性というのは十分確保したうえで行っております。それ以上になりますと、やはりここの駐車場問題にもなってまいりますので、そういった場合には総合公園でありますと、バスの駐車場というのが3台分ほど確保されておまして、そこは通常封鎖しておるんですけども、そういった場合にはバスの駐車場のほうも開放するというのも調整をとりながら配置させていきたいなというふうに考えております。ですから先ほど言ったように、団体の数とそういったものを調整しながらやってまいりたいと思っておりますし、公園管理人というのが通常配置しておりますので、現地のほうにはですね。そのあたり管理人のほうも十分注意しながら、安全性には気をつけながらできる限りの配置のほ

うを促進していきたいというふうに考えておるところでございます。

重廣委員 すいません、小さいことを 1 点だけ。以前、半年くらい前ですか、移動販売車とキッチンカーではちょっと考えが別々だと思うんですが、移動販売車の件で都市建設課のほうに問い合わせたことがあります。その金額を。それで、これは条例の中にキッチンカー、キッチンカーと限定されて書かれているんですよね。移動販売車についても今とくし丸とかありますけど、とくし丸はこういうところ停まりませんけど、軽トラですよね。これは軽トラのみの限定スペースなのか、キッチンカーだけなのか、移動販売車で例えば「イベントやっているからそこで 1 時間、2 時間停めて商売をしたい」という方も出てくるんじゃないかと思うんですけど、キッチンカーというのは当然衛生的な面も全部保健所等から認められたキッチンカーとして名乗って販売を続けているんですけどね。そのあたり、移動販売車についてはどうなのかの説明をお願いします。

藤嶋管理班長 参考資料のほうはことさらキッチンカーを強調しておりましたので、大変申し訳ないとは思いますが、別に特にキッチンカーのみに限っておるわけではございません。物品販売に係るもの全てを指しますので、移動販売車も十分その対象として配置することは可能ということでご理解いただければと思います。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。今一度、議案第 17 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 17 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 17 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11 : 37 —

— 再開 11 : 38 —

早川委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。最後に、議案第 18 号「長門市公民館条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

南野教育部長 教育委員会所管、議案第 18 号につきましては、提案説明および議案参考資料のとおりであり、特に補足することはございません。

早川委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それではこの条例、施行期日が 2 月 1 日となっています。2 月 1 日からは新しいところで公民館運営というのが始まるというふうに理解してよろしいですか。

南野教育部長 そのとおりでございます。

重村委員 以前、通地区の方針としていろいろ協議されて、漁協の中に移るのが一番良いだろうということでこの事業というのは進められてきたと思うんですね。そのときの質疑で「賃借料が発生するか」ということも聞いたと思います。「発生します」ということでしたけど、月々でもかまいません、年間の賃借料がおいくら漁協のほうに支払いになるのかお尋ねします。

橋本生涯学習・文化財課長補佐 まだ契約をしていないので、予定の段階でありますけれども、月額で 10 万 8,000 円となっております。算定の根拠は長門市の使用料徴収条例で市の建物を一般に貸し出す場合の算定式を準用して算定した金額でございます。

早川委員長 ほかにご質疑はありませんか。今一度、議案第 18 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで文教産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11 : 41 —